昭和53年2月20日　506号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

郷土芸能の伝承に
「神田囃子」の鳴物　区で購入

神田祭のお囃子としてみなさんに親しまれ、また、江戸の祭囃子のひとつとして東京都の無形民俗文化財にも指定されている「神田囃子」。

この神田囃子を長く保存し、後世に正しく伝えていこうと、区では太鼓、鉦、笛の鳴物を購入し、2月14日区立体育館の柔道場で古例に従い“たたき初め„を行いました。

“たたき初め„には、区内の神田囃子愛好団体から3団体が参加して、日頃の成果を披露し、会場に集まった祭好きな区民の盛んな拍手を浴びていました。

地区懇談会での話合いから

住民同士の意見交換の場、地区懇談会が、二月二日から、各出張所地区ごとに開かれました。

この地区懇談会は、その地区に住む多くのひとに関心のあるテーマを、相談のうえ決め、区役所、警察・消防署など、関係者から話を聞いたのちに、参加者が意見を交換し合うものです。

今号では、六か所のうち、万世橋、富士見、神田公園の各出張所地区のもようをご紹介します。

なお、他の地区については、次号でお知らせします。

万世橋出張所地区
テーマ　害虫駆除

万世橋出張所地区では、「害虫駆除」について懇談会が開かれました。

懇談会に先立ち、医学博士池田安之助先生の「都市における害虫防除」についての講演がありその中で、「今日、都会でゴキブリやネズミが増えた原因としては、食物が豊富になり、暖房設備の発達で、冬になっても死なないことなどが考えられる。その予防としては、駆除するには食物をくさらせないことが大切であり、薬剤を散布するときは、隣・近所がいっせいに行うことが必要です」と述べています。

続いて懇談に入り、およそつぎのような内容で話合いが行われました。

問　人間が、あやまって薬剤を食べたとき、その危険度は。

答　人間には、ほとんど害がない。また、薬剤には誤食防止剤が入っているので、食べても、すぐはき出してしまう。

問　マンホールからネズミが出てこない工夫はないか。

答　下水道の構造を変えないかぎりむずかしい。

問　区から配布されるゴキブリ駆除の薬剤は、薬をうすめて、ハケで塗るという方法だが、大して効果はないのではないか。

答　塗る方法は、ゴキブリがその場所を通ったとき、足から薬が吸収される。噴霧器のような即効性はないが、持続性がある。

最後に連合町会長が、「今日の話合いを参考にして、今後は、私たちと区側が一体となって、衛生的で住みよい街づくりにつとめて行きたい」と、あいさつしました。

富士見出張所地区
テーマ　青少年補導問題

富士見出張所地区では「青少年補導問題」をテーマに話合われました。

まず、警察署・区側から「警察署では暴走、自殺、家出、シンナー遊びを重点に青少年の補導・取締りを行っている」「区は青少年に対して〝健全な施設と機会〟を提供するとともに、ジュニア・リーダーの育成やグループ・サークル活動に対してさまざまな援助をしている」と、それぞれの方針が述べられました。

続いて懇談に入り、青少年が非行に走る原因やその防止対策について、つぎのような意見が出されました。

●暴走族は、グループの大小を問わず取締っていくべきだと思う。

●最近、非行が小・中学生にまで及んでいる状況だが、それに対する対策を十分に講ずる必要がある。

●高校生の制服が決まっていないことも非行と関係があると思う。

●青少年が、ポルノ雑誌を手に入れるのは、繁華街の自動販売機が多いからだと思うので、全部的に取締る必要があると思う。

●ジュニア・リーダーの講習会は、もっと多くの参加を望みたい。

●区には、青少年のための施設が少ないので、学校の校庭など、区立施設の開放を積極的に考える必要がある。

●区内にあるこども会が集まり、年に一回外濠公園総合グランドで合同交歓会を行っている。各こども会はもっと積極的に参加してほしい。

●富士見小学校のPTAでは、こどもたちに「早く帰りましょう」と声をかける〝ひと声運動〟を行っている。これが区全体に広がれば非行防止に役立つと思う。

最後に連合町会長が「青少年の問題を私たちみんなで考えなくてはならない。今後、継続的に町での話合いを進めていきたい」と結びました。

神田公園出張所地区
テーマ　自主防災組織

神田公園出張所地区のテーマは「自主防災組織」でした。

民間の防災研究家、簏野次郎氏（避難研究所　所長）の講演を中心に懇談会が開かれました。

簏野氏の「自主防災の必要性」と題した講演は、氏が自分の体験から導き出したことが多く、それだけに、会場をうずめた参加者に大きな感銘を与えた様子でした。

その中で同氏は「自分の生命と財産は、自分で守りぬくということが大切だ。地震は、ある日突然やってくる。だからふだんから、家屋を補強しておく、タンスやタナの上を片づけておくなどの心構えが必要だ。

地震のときこわいのは、火事。災害を最小限度にくいとめるのは、いかにして火災を防ぐかにかかっている。初期消火は地震後一分間が勝負。このために、水は非常に大切だ。風呂などには、いつも水を確保しておこう。私の実験ではじゅうたんに三ℓの灯油をまき、火をつけても、四ℓの水で消せる。

地震のとき、あちこちから火事が起きる。それを一人で消すのはとても無理。町の人達が協力して延焼をくいとめなければならない。だから、いざ、というときのために隣近所との協力を確認しあっておこう。

自分たちの生命と財産は、自分たちの手で守る。これが自主防災組織ではないだろうか」。

このあと、震災時の避難のあり方などの話合いが持たれ、最後に連合町会長が「今日を機会に、これから積極的に自主防災組織づくりを進めよう」とあいさつし懇談会の幕をとじました。

戸籍電話予約制度

近くの出張所で 戸籍謄・抄本が受けとれます

これからの時期は、入学や就職などで戸籍謄・抄本が必要となります。戸籍は区役所の戸籍課窓口でないととれませんが、忙しくて行けないというひとのために、近くの出張所で戸籍謄・抄本が受けとれる制度があります。

これは、千代田区に本籍を置いているひとが、戸籍謄・抄本が必要になったとき、前もって区役所戸籍課に電話で申込めば、千代田区管内の出張所の窓口で、受取れるというものです。

申込むときは戸籍課に電話を

申込むときは、区役所戸籍課証明係に電話してください。

そこで、つぎのことを告げてください。

「申込者の住所・氏名」

「本籍地と戸籍筆頭者の氏名」

「謄本と抄本のどちらが必要か、抄本の場合は誰の抄本か」

また、他人のものを請求するときは、「何の目的で使うのか」

係では、戸籍原本を確めたうえ、受取れる日と場所をお知らせします。

受付日　日曜・祝日を除く毎日　午前九時から午後四時三十分まで（土曜日は、正午まで）

受取り場所　都合のよい出張所を指定してください。

受取れる日　月曜日から木曜日に申込んだものは、翌々日、金曜日と土曜日に申込んだものは、翌週の火曜日です。

なお、予約した日から受取れる日までに休日がある場合、交付日がずれます。

受取り方法　電話で予約したときに指定した出張所で、「申込日と申込者の氏名」を係に告げ、手数料（一通につき二百円）と引替えに受取ってください。

問合せ　戸籍課証明係

申込みから受取りまで

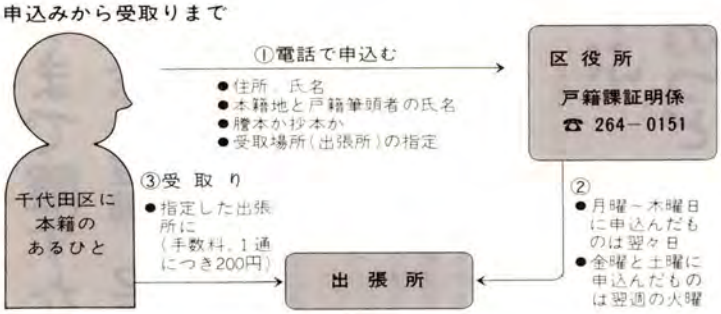

戸籍相談の利用を

「埼玉県から千代田区に転籍したいが手続き方法は」

このようなとき、区では、戸籍相談を行っています。

婚姻、出産、転籍など戸籍に関してわからないことがありましたら、ぜひご利用ください。

希望するひとは、直接戸籍課の窓口においでください。

受付日　日曜・祝日を除く毎日　午前九時から午後四時まで（土曜日は正午まで）

区民相談

あなたの町で 神田公園」「神保町」区民会館で

ふだん、区役所の区民相談室で実施している「区民相談」を、出張所の区民会館で開催します。

相談内容は、法律相談、人権身の上相談、区政一般相談です。応対する相談員は弁護士、人権身の上相談員です。

お気軽に、ご利用ください。

とき・ところ

三月六日(月)　神田公園区民会館区民集会室　☎252－七六九一

三月十日(金)　神保町区民会館区民集会室　☎263－〇七四一

相談時間はいずれの会場も午後一時から四時までです。

問合せ　広報課区民相談係

区長にひとこと電話でどうぞ!!

「ハイ!区長です」

毎月1日と15日
午前10時から正午まで
☎ 264-0151

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルして、区長と直接お話ししてください。

受付日　毎日1日・15日の午前10時から正午まで（この日が日曜・祝日の場合は、翌日になります。）

電話するときは　264-0151（区役所代表番号）にかけて、「"ハイ!区長です„の係へ」と交換手に告げてください。すぐ、区長室につながります。

なお、なるべく多くのみなさんに利用していただくため、電話はひとり2通話(6分)程度でお願いします。

使う火を 消すまで離すな 目と心

全国春の火災予防運動 2月28日↓3月13日

冬から春先にかけては、一番の火災シーズン。とくに二月、三月に火災発生が集中しています。そこで、今年も二月二十八日から三月十三日まで「春の全国火災予防運動」が行われます。

五十二年に都内で発生した火災件数は七千九百十件で、そのうち千代田区内で発生したのは百二十九件でした。

二月、三月は季節風が吹き、空気が乾燥しやすい時期。暦のうえでは春といっても、まだ、家庭や事業所では火を使うことが多い季節です。火の取扱いには十分に注意してください。

出火原因は多い順に「タバコ」「たき火」「火あそび」と、あい変らずです。尊い人命と貴重な財産を火災から守るためにも、一人ひとりがふだんから火の元に注意しましょう。

とくに、タバコの投げすて、火の消し忘れ、寝タバコなど、出火原因のトップを占める「タバコの火」には、十分気をつけたいものです。

タバコを吸うときは、必ず灰皿のある所で吸う習慣をつけ、灯油など引火しやすいものの近くでは吸わないように気を配り、また消したつもりの吸いがらが再び燃え出すこともあるので、灰皿には、つねに水を入れて置きましょう。

火災予防運動期間中、消防庁では、つぎのことを重点目標にして、みなさんに呼びかけています。

①幼児、老人の焼死防止対策の徹底

自力で避難できない幼児や老人、また体の不自由なひとの避難体制はできていますか。

②異常乾燥時と強風時の火災防止対策の実施

異常乾燥時には、「火遊び」、「たき火」、「タバコ」の吸いがらに注意し、火事を出さないようにしましょう。

③実際に即した自主管理体制づくりを

自主的な防火管理体制や自主防災組織をつくりましょう。

なお、家庭、屋外、職場では、つぎのことを心がけておきましょう。

家庭では

- 病人、幼児、老人、身体障害者などが、すぐ逃げられるよう、安全な就寝場所を確保しましょう
- 幼児や老人、身体障害者を残して外出するときは、隣り近所に声をかけて、でかけましょう
- 三角バケツや消火器の使い方を覚えておきましょう

屋外では

- 強風時に「たき火」はやめましょう
- 家のまわりにある燃えやすいものを片づけておきましょう

職場では

- 防火管理者だけでなく、全従業員の防災訓練をしましょう
- 非常口などの避難路となる所に物を置かないようにしましょう
- 事業所ごとに従業員一人ひとりの役割りを明確にし、自主的な防災体制を確立しましょう

地震を学ぶ 防災のつどい開催

先の「伊豆大島近海地震」は、あらためて、私たちに地震の恐しさを感じさせました。都の「都民の安全意識調査」でも、地震に対する不安が、八七%とトップを占めています。

そこで、区では区内各消防署と協力して地震など、災害に対する認識を高めてもらおうと、つぎのとおり、「防災のつどい」を開催します。

ぜひご来場ください。

とき・ところ

- 三月三日(金) 全電通ホール（神田駿河台三―六 全電通労働会館内）
- 三月九日(木) 電設工業健康保険組合ホール（一番町四）
- 三月十日(金) 飯野ホール（内幸町二―一―一）

時間はいずれの会場も、午後一時三十分から四時までです。

内容

映画 ルーマニア地震の教訓（三月十日は上映しません）

講演 「都市災害の特徴」

講師 防災都市計画研究所所長 村上處直氏

●区民会館でも映画を上映

つぎの四か所の区民会館でも、映画「ルーマニア地震の教訓」他一編を上映します。

三月六日(月) 番町区民会館
三月七日(火) 富士見区民会館
三月八日(水) 万世橋区民会館
三月九日(木) 和泉橋区民会館

時間はいずれの会場も、午後六時三十分から八時までです。

なお、くわしいことは、防災課防災計画係に問合せてください。

確定申告

申告は3月15日までに

昭和五十二年分の所得税、住民税の申告は、三月十五日(水)までです。

提出期限近くになりますと、窓口が大変混合いますので、お早目に申告をしてください。

なお、確定申告書を提出したひとは、住民税・個人事業税の申告をする必要はありません。

ただし、「住民税・事業税に関する事項」の欄に必要事項を記載してください。

確定申告をするときの注意

・申告用紙は、税務署から送られた用紙を使用してください

(新たに申告をしなければならないひとや申告をすれば税金が戻るひとで、申告書が必要なひとは、税務署から受取ってください)

・氏名にはフリガナを

・確定申告書の住所欄は、昭和五十三年一月一日現在の住所を記入してください

・会社の役員や社員で、確定申告をするひとは、住所地の税務署に提出してください

・所得税の振替納税をするひとは、申告書下段の「振替納税の取引金融機関」欄に、取引き金融機関名を記入し、申告するときに申出てください

税務署が金融機関に振替納付書を送ります。

所得税を一時に納められないひとは、延納の制度がありますので、申告するときにおたずねください。

なお、申告書の書き方や、その他わからないことがありましたら、つぎのところへ問合せてください。

住民税のことは

区役所税務課課税第一係

所得税のことは

麹町税務署　☎294—四五五一

神田税務署　☎294—四八一一

個人事業税のことは

千代田都税事務所

☎252—七一四一

・**申告の無料相談**

区では、麹町・神田税理士会の協力で、申告についての相談や、申告書の書き方などについての相談を無料で、つぎのとおり行います。

月　日	会　場	電話番号
3月1日(水)—10日(金)	東京税理士会 税務経営指導所 六番町1	(264)-0049
3月2日(木)	神保町区民会館 神田神保町2-40	(263)-0741
3月9日(木)	万世橋区民会館 外神田1-1-11	(251)-4691
3月3日(金)	和泉橋区民会館 神田岩本町15	(253)-4931
3月10日(金)	神田公園区民会館 神田司町2—2	(252)-7691

時間は各会場とも午前9時30分から午後4時まで

わたしの便利帳を発行

「わたしの便利帳(窓口案内編)」
全世帯に配布しています

「わたしの便利帳(窓口案内編)」を区民のみなさんに配布しています。

この窓口案内編は、区の仕事や日常生活に必要と思われるものは国や都を問わず掲載し、「どこで手続きをすればよいか、どこへ聞けばよいか」がわかるように編集したものです。

また裏面には区立施設や公園・官公署などの場所を示した区の地図を印刷してあります。

いま、この窓口案内編を業者が配布しています。今月の24日ごろまでには各家庭に行きわたる予定ですが、この期日を過ぎても届かないときは、広報課まで連絡してください。(各出張所にもおいてあります)

「わたしの便利帳(施設利用案内編)」
出張所や区立施設においてあります

区立施設の設備内容や利用方法などを紹介した「わたしの便利帳(施設利用案内編)」を発行し、出張所や保健所・体育館などの区立施設の窓口で、希望者に配布しています。どうぞご利用ください。

「わたしの便利帳」についての問合せや連絡は企画部広報課へ。

ご存じですか

商工青少年ホール

「ゆっくりくつろいで、静かに音楽を聞きたいが、どこかよいところはないだろうか」

このようなとき、商工青少年ホールにおでかけください。

この商工青少年ホールは、四か所(番町、神田公園、万世橋、和泉橋)の区民会館の中にあります。

このホールは、区内に在住・在勤する中小企業の従業員とその経営者のために、開放された施設です。

●このように活用されています

・ゆっくりと音楽を聞きたいとき

・静かに本が読みたいとき

・四～五人で談話したいとき

このほか、卓球施設もあり、みなさんが、憩の場所として楽しんでいます。

●利用したいときは

あらかじめ、出張所で利用登録をしておけば、無料で自由に利用できます。

●利用時間

平日　午後一時から午後十時まで

日曜　午前九時から午後十時まで

なお、休館日は、月曜と祝日、年末・年始です。

各青少年ホールの内容

会館名	施設	電話番号
番町区民会館	音楽鑑賞室、読書室、卓球台(1台)	263-3831
神田公園区民会館	音楽鑑賞室、読書室、卓球台(1台)	252-7691
万世橋区民会館	音楽鑑賞室、読書室	251-4691
和泉橋区民会館	音楽鑑賞室、読書室、卓球台(2台)、談話室	253-4931

寝たきり老人に
日常生活用具をお貸しします

区では、六十五歳以上のおとしよりで、六か月以上自宅で寝たきりのひとを対象に、特殊ベッド（背部または脚部の傾斜角度が調整できるもの）をお貸ししています。

また、つぎのような日常生活用品を差上げています。

マットレス　保温や内部湿気の放出などが配慮されているもの

エアーバット　床ずれ防止のため、定期的に病人の体の向きが変えられるもの

浴槽　湯沸器付で工事もします

便座　腰かけ式で暖房装置付（またはポータブルトイレ）

なお、この給付を受けられるのは、つぎの条件にあてはまるひとです。

①食事、排便、入浴などの日常生活のすべてに介添えが必要なひと

②生計中心者の所得税が年間四万二千円以下の世帯

寝たきりのおとしよりに
特別障害者控除

区内に住む六十五歳以上のおとしよりで、六か月以上つぎのような状態にあるひとは、年間の所得から三十一万円の特別障害者控除が受けられます。（一般の障害者控除は二十三万円）

なお、日常生活用具の給付と特別障害者控除についての手続きなど、くわしいことは、福祉事務所老人福祉指導担当（内線345）まで。

総合体育館・社会教育会館からのお知らせ

●体育館の剣道場は、剣道教室のため、つぎの日の利用はできません。

3月4日(土)　午後1時～5時

●社会教育会館は、千代田区青年団体協議会の行事があるため、つぎの日は利用できません。

3月11日(土)＝午後6時から9時まで
3月12日(日)＝全日

――体育館利用上の注意――

体育館を利用するときは、つぎのことに注意してください。

①主競技場（バレー・バスケット・バドミントンなど）、卓球場を利用するときは、必ず運動靴をはいてください。

②プールを利用するひとは、普通の水泳パンツを着用してください。サーフパンツ、パミューダーパンツ、デニム地などのパンツは着用できません。

戦没者の遺族に特別弔慰金
――請求は3月31日までに――

戦没者の遺族の方に特別弔慰金が支給されます。

この請求期限は、三月三十一日(金)までです。まだ請求をしていないひとは、お早目に請求してください。

この対象となるのは、昭和五十年四月一日現在、公務扶助料、遺族年金などを受給していたひとが亡くなり、その遺族となる方で、つぎに該当するひとです。

①前回の特別弔慰金（三万円）を受けたひと

②昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族

③昭和十二年七月七日から昭和十六年十月七日までの期間に戦死した方の遺族

問合せ　福祉課厚生係

国民年金　納め忘れの保険料はありませんか

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。領収書をよく確めて、納めていない保険料があるときは、忘れずに納めてください。

昭和五十二年度第一・二・三・四期分を納めていないひとは、すでに区から送ってある納付書で、金融機関、郵便局、区役所、出張所で納めてください。

なお、納付書がないひとや経済的な理由で保険料を納めることができないひとは、国民年金課保険料係までご連絡ください。

4月の千代田荘休館日

四月の箱根・湯河原千代田荘の休館日は、つぎのとおりです。

申込みの際、ご注意ください。

箱根千代田荘　十一日(火)、十二日(水)、二十六日(水)、二十七日(木)、二十八日(金)

湯河原千代田荘　五日(水)、六日(木)、七日(金)、十九日(水)

●入湯税が百三十円になります

千代田荘の入湯税が湯河原は三月一日、箱根は四月一日から百三十円になります。（十二歳未満は無料）

青果物消費者サービスデー

3月2日（木）・16日（木）

青いのぼりの八百屋さんで。

豚肉の産地直送販売

3月10日（金）

黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー

3月8日（水）・22日（水）

濃紺のノボリの魚屋さんで

3月の休日診療当番医

5日	柳下医院☎261-1261 平河町1－7－4	19日	小川医院☎261-1413 飯田橋1－10－7
	渡辺医院☎866-7379 東神田2－5－12		秋元医院☎251-6891 神田東松下町19
12日	東京警察病院☎263-1371 富士見2－10－41	21日	野田医院☎261-4117 一番町10
	加賀小児科医☎291-9951 神田神保町1－35		武田医院☎866-1656 神田和泉町1
26日	永井医院☎261-1777 九段南4－6－13		
	米良内科☎252-1801 神田鍛冶町3－7		

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

救急　夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。

東京消防庁テレフォンサービス
☎212－2323

東京都衛生局夜間・休日案内所
☎216－4828

おしらせ

こども水泳教室

区では、小学生（三年～六年）を対象に、こども水泳教室を開きます。

この水泳教室は、実技を主体に基本的な泳法を指導するものです。

とき　三月二十一日(火)、二十二日(木)、二十五日(土)、二十八日(火)、三十日(木)　午後二時から五時まで

ところ　区立総合体育館温水プール

対象　小学校三年生から六年生まで

資格　区内に住む健康なひとで、全く泳げないか、十五㍍程度しか泳げないひと

定員　六十名（先着順）

参加費　無料

申込み・問合せ　三月一日(水)から社会教育課体育係か総合体育館管理事務所で受付けます。

心身障害者のための療育講座

富士見福祉会館では、これまで三回、心身障害者のみなさんのために、療育講座を開きました。

この療育講座は、心身障害者とその保護者のみなさんを対象に、少しでも日常生活に役立ててもらおうと実施しているものです。

そこで、第四回目の療育講座をつぎのとおり開きます。

とき　二月二十六日(日)　午後一時三十分から

ところ　富士見福祉会館（富士見二―二―六　☎262―一〇四五）

対象　心身障害者とその家族

テーマ　肢体不自由者の健康管理

講師　帝京大学助教授　高島宏哉氏

千鳥ヶ淵ボート場 3月1日から営業

冬の間、休業していた千鳥ヶ淵ボート場は、ボートや施設の整備も終り、三月一日(水)から営業を始めます。

みなさんのご利用をお待ちしています。

料金は、三十分につき百円、営業時間は、午前九時三十分から午後四時四十五分までです。（乗船券の発売は午後四時十五分まで）

入札参加願い追加受付 受付は3月4日まで

昭和五十三年度中に千代田区が発注する工事や物品の請負・供給など、区と取引きしたい方の、入札参加願いを受付けます。

なお、今回は追加受付のため、昭和五十二年度に申請した方は、申請する必要はありません。

受付期間　三月四日(土)までの午前九時から午後四時まで（土曜日は午前十一時まで）

なお、必要書類などくわしいことは、経理課契約係まで。

老人福祉センターの行事

映画会　三月二十五日(土)　午後一時から　センター四階集会室で「藍より青く」　松坂慶子、三国連太郎他出演

ひな祭素人演芸会　三月四日(土)　午後一時から　センター四階集会室で

出演を希望するひとは、三月十七日(月)までにセンターに申込んでください。

三月の野外こども会

三月一日(水)＝北の丸公園皇宮警察寮庭・東郷公園　**二日**(木)＝心法寺(児)・平河町(児)　**三日**(金)＝神三(児)　**六日**(月)＝富士見出張所ピロティー・三崎町(児)　**七日**(火)＝岩本町二丁目(児)　**八日**(水)＝神田公園　**十三日**(月)＝西神田公園・錦華公園　**十四日**(火)＝淡路公園　**十五日**(水)＝竜閑(児)・佐久間公園　**十六日**(木)＝心法寺(児)・平河町(児)　**十七日**(金)＝北の丸公園皇宮警察寮庭　**二十日**(月)＝竜閑(児)　**二十三日**(木)＝富士見出張所ピロティー・東郷公園　**二十四日**(金)＝西神田公園・錦華公園　**二十七日**(月)＝淡路公園　**二十八日**(火)＝岩本町二丁目(児)　**二十九日**(水)＝神田公園・佐久間公園　**三十日**(木)＝芳林公園

時間はいずれの会場も午後二時からで、雨天、強風の場合は中止します。

児童館だより

●富士見児童館

発明あそびと公演会　二月二十五日(土)　午後二時三十分から

発明あそびのあと、荒馬座のおにいさんとおねえさんが、楽しいお話や民謡、太鼓などを聞かせてくれます。

●西神田児童館

ひなまつり会　三月四日(土)　午後二時三十分から

劇やゲームで楽しもう。

●神田児童館

映画会　三月十一日(土)　午後二時から

「森のおじいさんと三つの物語」

第一部＝おとし穴　第二部＝むかしのおしろはおおさわぎ　第三部＝大男とクリスマスツリー

私立幼稚園児のいる家庭に補助金

区内に住んでいて、お子さんを私立幼稚園（四歳児・五歳児）に通園させているひとを対象に、区から補助金が支給されます。

申請は、今月末までですので、お早目に申請してください。

金額（月額）

四歳児　千七百円

五歳児　二千二百円

申請・問合先　総務課総務係

大気のよごれ1月の数値

		環境基準
●二酸化いおう(SO_2)	区役所前……0.032ppm	1日平均値が0.04ppm以下
●一酸化炭素(CO)	区役所前（月平均値）…4.3ppm	1日平均値が10ppm以下
●二酸化窒素(NO_2)	区役所前……0.057ppm	1日平均値が0.02ppm以下
●浮遊粒子状物質	区役所前……0.052mg/m³	1日平均値が0.1mg/m以下

保健所だより

麹町保健所　丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室　富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所　神田錦町3-10
☎291-3641

貧血予防のための妊産婦食事教室（無料）

麹町保健所では、妊産婦の貧血予防のための食事教室を開きます。当日、貧血予防のための料理の試食を行います。

とき　三月二日㈭　午後一時三十分から三時三十分まで
ところ　麹町保健所分室
対象　区内に住んでいる妊産婦
申込み　予約制です。電話で麹町保健所予防課業務係へ。

新しいたんぱく質についての栄養教室（無料）

麹町保健所では、私たちの食生活の中で重要な栄養素のひとつ、たんぱく質について、「たんぱく質と栄養」「たんぱく質資源のいろいろ」などについて栄養教室を開きます。

とき　三月十日㈮　午後一時三十分から三時三十分まで
ところ　麹町保健所分室
対象　区内に住んでいる女性
申込み　予約制です。電話で麹町保健所予防課業務係へ。

成人病相談室

とき　毎週金曜日　午後一時から二時三十分まで
ところ　神田保健所
検査内容　レントゲン、尿検査、心電図、眼底検査、コレステロール、血糖など

脳卒中予防のための眼底検査

とき　毎月第一・三金曜日の午後一時から二時三十分まで
ところ　麹町保健所
対象　区民で希望者
料金　千四十円
申込み　予約制です。電話で麹町保健所予防課業務係へ。

風疹の抗体検査

とき　毎週月曜日の午前九時から十時三十分まで
ところ　麹町・神田保健所
対象　区民で妊婦（五か月以内）と妊娠を予定しているひと
検査回数　妊婦は二週間の間をおいて二回、その他は一回行います。
料金　一回につき六百四十円

千代田区ぶらり散歩道

4　ニコライ堂　聖橋　駿河台

へうつつに夢見る君の
　神田は思い出の街
今も　この胸に　この胸に
　ニコライの　鐘が鳴る……

ナツメロ「東京ラプソディー」の一節である。歌にも歌われた鐘の音もかつては、毎日、朝・昼・夕方の三回打鳴らされ、子どもたちや近所のひとたちの時報がわりとして親しまれていたというが、現在では、日曜日だけという。

ニコライ堂はロシア正教のカサーツキン・ニコライ大主教が駿河台火消屋敷あとに明治十七年から七年がかりで完成させた大教会である。正式名称は「日本ハリストス正教会教団大聖堂」と厳めしい。

現在の建物は、関東大震災後に再建されたもので、昭和三十七年に国の重要文化財に指定されている。異国情緒たっぷりの建物、ロマンチックな鐘の音は神田名物のひとつといえよう。

ニコライ堂の東側を神田小川町交差点から御茶ノ水駅の方へゆっくり登っていく坂道が本郷通り。関東大震災後の区画整理で新しくできた道だが、地元のひとの話だと別名「アベック通り」と呼ばれる散歩道だったそうだ。

この坂の登りきった所にかかっているのが聖橋である。独特のアーチ形をした美しい姿を神田川に映して、まわりの景色ともよくマッチしている。この橋がかけられたのは、意外に新しい。橋に続く道が大震災後に作られたのだから当然といえば当然だが、このあたりの川筋ではいちばんの新参、昭和二年七月である。名前は公募によって決められた。橋が湯島聖堂からニコライ堂に行く道筋にかけられたところから命名されたというが、当を得ている。

また、駿河台の氏神様で太田道灌が祀ったといわれる「太田姫稲荷神社」も江戸時代には、聖橋のたもとにあった。現在の神社は、本郷通りの一本西側にあるお茶の水仲通りを下りきった所にある。

ここ駿河台一帯は、学校と病院の多い街として知られている。いまでは、一日中、学生でにぎわう駿河台も、明治の二十年頃までは旗本屋敷の名残をとどめる木立ちも多く閑静な高台だった。従って環境はよいのだが、どの方向からも急坂を登らねばならず、しかもお茶の水の堀割で行止りといういわば袋小路のような所で地価も安い地区だった。このため安い土地を求める学校と環境の良さを必要とする病院が自然と集ったということである。